

議案第九十六号

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年十一月二十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の二十五」を「百分の十」に改める。

第二条 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の百八十」を「百分の百七十二・五」に、「百分の百九十」を「百分の百八十二・五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の期末手当の支給月数を改定するため、本案を提出いたします。